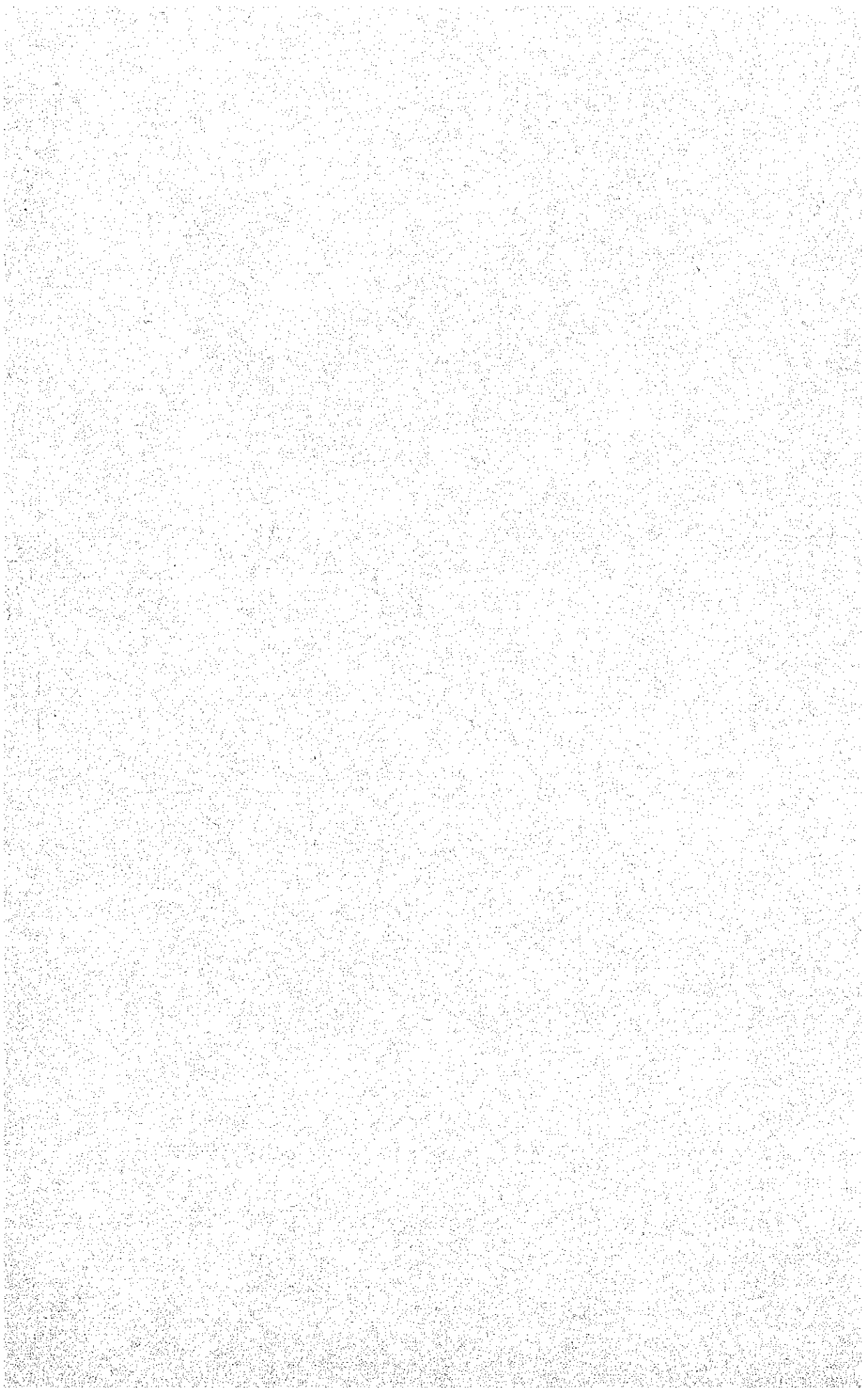


## C 大韓民国の責務



## C 大韓民国の責務

### 1 訓練院の建設と運営

〔協 定〕

第6条 1. 大韓民国政府は、大韓民国において施行されている法令に従い、自己の負担において次のものを提供するため必要な措置をとる。

- (a) 日本人専門家の相手方となる韓国人要員及びその他の職員で付表Ⅲに掲げるものの役務
- (b) 付表Ⅳに掲げる土地、建物その他の施設
- (c) 訓練院の運営のために必要な物品又は補充品（第4条に基づき日本国政府によって供与されるものを除く。）
- (d) 日本人専門家及びその家族のための適当な住居

第7条 大韓民国政府は、大韓民国において施行されている法令に従い、次のために必要な措置をとる。

- (a) 訓練院の建設のために必要な経費を負担すること。
- (b) 第4条1にいう物品について大韓国内における輸送並びにこれら物品の据付け、操作及び維持に必要な経費を負担すること。
- (c) 第4条1にいう物品について大韓民国において課せられることがある関税、内国税及びその他の課徴金が免除されることを確保すること。
- (d) 訓練院の運営に必要な経費（日本人専門家の大韓国内における公用の旅行の費用を含む。）を負担すること。

付表Ⅲ 日本人専門家の相手方となる韓国人要員及びその他の職員の表

- 1. 訓練院院長
- 2. 次の各分野を担当する要員

技能工課程		技術工課程	
溶	接	溶	接
電	気	電	気
電	子	電	子
金属仕上げ		機	械組立
旋	盤	機	械

- 3. 事務職員その他職員（助手、運転手及びタイピストを含む。）

付表Ⅳ 大韓民国政府が提供する土地及び建物の表

- 1. 土 地 50,325 m<sup>2</sup>
- 2. 本 館

- (a) 院長室
  - (b) 首席顧問室
  - (c) 日本人専門家及び韓国人要員室
  - (d) 教室
  - (e) 視聴覚教室
  - (f) ボイラー及び電気室
  - (g) その他の必要な部屋
3. 次の分野の実習場
- (a) 溶接
  - (b) 電気
  - (c) 電子
  - (d) 金属仕上げ及び機械組立
  - (e) 機械
4. 日本人専門家用住宅
5. 鍛造室
6. その他の必要な施設

( 討議々事録 )

3. 大韓民国政府の責務について

大韓民国政府は大韓民国に於て施行されている法令に基づき、自己の負担において下記の提供に必要な措置を講ずるものとする。

- A 土地及び建物並びに付帯施設
- B 本訓練院の建設に要する諸費
- C 本訓練院の建設に要する諸費
- D 本訓練院運営に必要な経費
- E 日本国政府から供与される機械で大韓民国に輸入される際の関税、その他課徴金等がある場合はその経費
- F 日本国政府から供与される資機械の大韓民国々内における輸送及び据付け、操作、維持等に要する経費
- G 日本国政府から供与される資機材以外で訓練院運営に必要な工具部品の調達。
- H 日本人専門家のための基本設備付住宅
- I 日本人専門家のための運転手付公用車1台
- J 日本人専門家のための補助行政官1名及びクランクタイピスト1名
- K 日本人専門家の大韓民国々内における公務旅行に必要な費用の負担を含む便宜供与

(実 績)

(1) 訓練院の建設・整備

別表11のとおりほぼ協定及び討議々事録で合意されたとおり実施された。但し、協定された施設のうち鍛造室は、訓練上の緊急性の度合いから1980年次の建設になる見込みである。

敷地が丘陵地のため階段状に施設が配置され、面積上のロスが多く、バレーコート1面のグラウンドがあるのみで運動場がなく、院長等の悩みである。

専門家住宅は敷地外に建設されたが、地価の値上りのため、77年9月末ようやく完工した。(詳細は 3.日本専門家に対する便宜供与の項で述べる)

(2) 訓練院の運営

訓練運営上の機構、職員の配置、職業訓練法人の役員構成は別表12のとおりである。訓練院運営上必要な予算措置は別表13のとおりである。

78年度予算に比し79年度予算が減少したのは、附帯施設費である教士アパート、院長公舎、日本専門家アパート建設費約2億ウオンが78年度計上されたためである。

別表11 訓練院の施設・設備

(a) 敷 地

- o 所在地 大田市東区佳陽洞99-1
- o 面積 16,535坪 (54,565m<sup>2</sup>)
- 内 訳 {
  - 訓練施設 15,312坪 (50,534m<sup>2</sup>)
  - 附帯施設 1,223坪 (4,035m<sup>2</sup>)

(b) 施 設

区分	施設別	棟数	建坪	建 物 内 容	備 考
	総 計	15	5,033		
訓練施設	計	12	4,193		
	実 習 棟	6	2,051	5工科 実習場	工期
	寄 宿 舎	1	1,085	512名収容、居寝室、浴室、洗面、 梁	76. 4
	本 館	1	1,023	事務室、講堂、教室、視聴覚室、食堂	1
	そ の 他	4	34	守衛室、倉庫	77. 5
附帯施設	計	3	840		
	教士アパート	1	680	40世帯 1世帯当 17坪	工期 77. 12
	日本専門家住宅	1	120	6世帯 # 20坪	1
	院 長 舎 宅	1	40	1世帯 # 40坪	78. 10

## (c) 投資別内訳

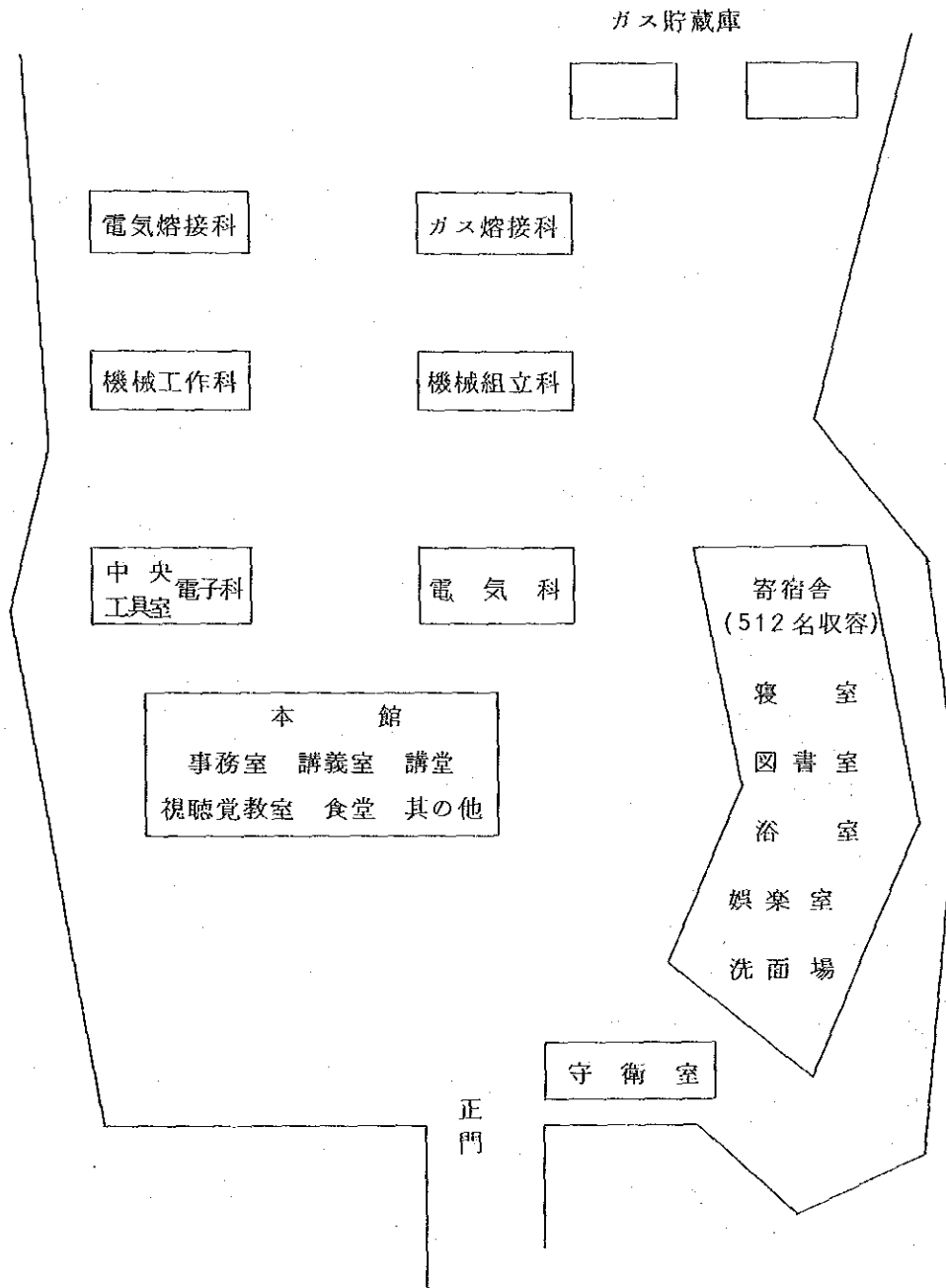
区 分	内 容	金 額
総 額		1,000千円 2,605,829
韓国支出	総 額	1,671,873
	土 地	143,389
	施 設 装 備・工 具	1,360,118 168,366
日本国支出	総 額	933,956
	装 備・工 具	933,956

## (d) 装備、工具の工科別状況

区 分 工科別	総 計		日 本 国		韓 国	
	装 備	工 具	装 備	工 具	装 備	工 具
総 計	332種 (2,500)	367種 (4,557)	225 (1,483)	227 (1,562)	107 (1,017)	140 (2,995)
溶 接	58 (537)	77 (1,494)	48 (197)	48 (714)	10 (340)	29 (780)
機 械 工 作	26 (173)	72 (1,412)	21 (70)	54 (672)	5 (53)	18 (740)
機 械 組 立	30 (185)	95 (1,204)	24 (49)	71 (715)	6 (136)	24 (489)
電 気	108 (911)	82 (1,057)	49 (553)	34 (424)	59 (358)	48 (633)
電 子	81 (708)	21 (354)	57 (583)	1 (3)	24 (125)	20 (351)
視 聴 覚	29 (36)	20 (35)	26 (33)	19 (34)	3 (3)	1 (1)

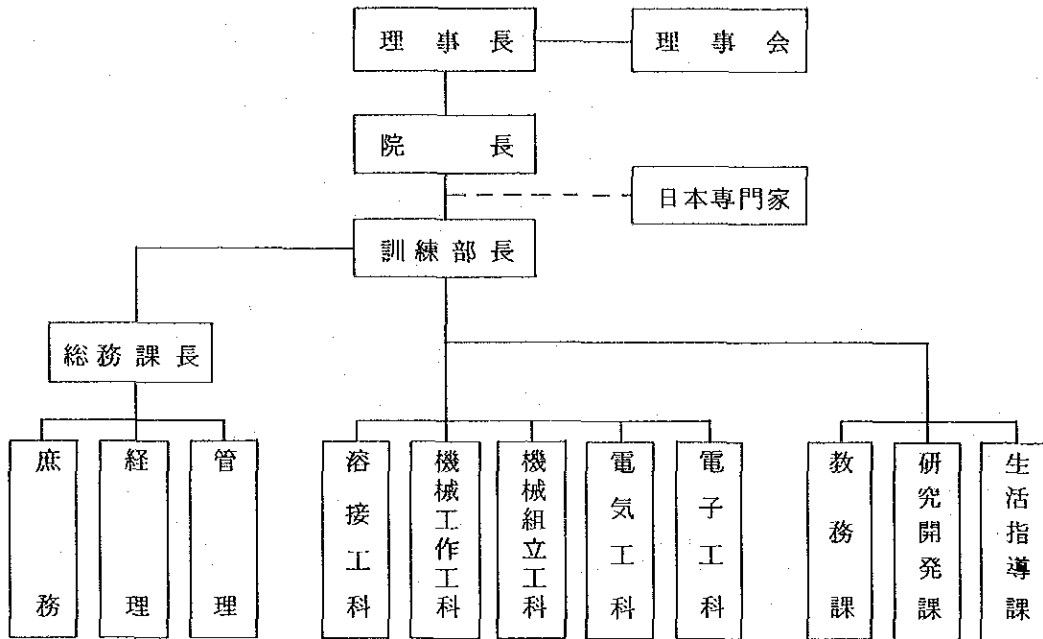
備考) 上欄 — 種類 下欄( )内 — 数量

(e) 施設配置図



別表 1 2 訓練院の機構、職員、役員構成

(a) 機 構



(b) 定員、現員 ( 7 9 . 9 . 3 0 現在 )

区分 \ 職別	計	事務職	教士職	佳備職
定員	85	6	50	29
現員	84	6	49	29

(c) 理事会構成

理事長	忠清南道知事	孫	守	益
常任理事	院長	李	奎	輝
理事	忠清南道教育監	黄	帝	周
"	大田市長	金	保	成
"	労働庁大田地方事務所長	威	錫	允
"	大田商工会議所会長	宋	憲	永
"	大韓赤十字社忠南支社長	朴	善	圭
"	豊韓産業(株)代表理事	金	泳	龟
"	大田皮革(株)副社長	安	洙	学
"	国際特殊金属(株)代表理事	趙	富	英
監事	弁護士	金	仁	中
"	公認会計士	金	錫	頭



## (d) 教士職の状況(79.9.30現在)

項目	組織区分	訓練部	溶接科	機工科	機組科	電気科	電子科	計
1.定員		4	17	8	6	9	6	50
2.現員		4	16	8	6	9	6	49
3.日本研修者 (79年次予定者を含む)		3	3	2	3	3	3	17
4.教士資格								
	1 級	3	—	—	2	1	1	7
	2 級	—	6	4	2	3	2	17
	3 級	—	9	4	2	5	3	23
	その他	1	1	—	—	—	—	2
5.学歴区分								
	大卒	1	—	—	—	—	—	1
	高卒	1	—	1	1	—	—	4
	中央訓練院	1	14	4	4	8	5	(80%) 38
	その他	1	2	1	1	1	1	6
6.教士経歴区分								
	5年以上	2	3	2	2	1	2	(22%) 11
	2~4年	1	11	3	3	7	4	(60%) 31
	2年未満	1	2	1	1	1	—	7
7.年令区分								
	25才未満	—	3	2	1	2	2	(20%) 10
	25~30才	—	13	6	5	4	2	(60%) 30
	31~35才	1	—	—	—	2	1	4
	36才以上	3	—	—	—	1	1	5
8.採用時期								
	76年	1	2	1	1	1	2	8
	77年	1	12	3	4	6	3	(60%) 29
	78年	1	—	2	—	1	—	4
	79年	1	2	2	1	1	1	8

注) 1) 日本研修者は、1979年派遣予定を含めると20名であるが、院長および退職者2名 計3名は含まれていない。

また、電子で派遣され、現在電気に移った者1名があり、本表は現況である。

- 2) 教士資格1、2級者は全体の半数に過ぎない。
- 3) 学歴区分にみられるように中央職業訓練院修了者が80%を占める。
- 4) 教士歴2～4年の者が全体の63%を占め、5年以上は22%にすぎない。
- 5) 年齢も30才以下の者が全体の80%を占めている。

別表13 (a) 1978年度歳出予算

大田職業訓練院 単位 1,000 W

項	細 項	目	金 額	備 考
総	計		537,129	
国庫補助金	小 計		506,053	
		給 与 費	125,988	院長以下職員給与、賞与
		退 職 積 立 金	5,197	法定積立金
		給 糧 費	352	
		手 当	33,704	宿日正、時間外、特勤手当、役員、管理職、指導員手当
		被 服 費	3,060	職員、守衛作業衣
		旅 費	2,645	
		需 用 費	7,013	行政事務諸費
		手数料、修繕費	3,518	募集公告、施設修繕費
		材 料 費 等	38,603	実習材料
		交 際 費	2,620	
		特 別 交 際 費	70	
		公 共 料 金	23,425	電信、電話、郵便、電気、水道
		燃 料 費	7,721	ボイラー暖房、寮炊事用
		諸 税 公 課 金	1,846	
		車 輛 費	1,552	燃料、修繕費
		施 設 維 持 費	2,254	
		医 療 費	960	
		補 償 金	643	体育大会、修了表彰
		国 際 負 担 金	15,389	日本専門家用(人件費5名分含む)
		施 設 費	221,868	舎院職員アパート建設費

項	細 項	目	金 額	備 考
		財 産 取 得 費	7,625	訓練用機材整備
訓 練 分 担				
国 庫 補 助 金	小 計		30,954	
		材 料 費	15,744	実習材料
		手 当	8,381	教士実技手当
		手 数 料、修 繕 費	911	
		需 用 費	1,474	
		公 共 料 金	3,964	
		医 療 費	480	
自 治 体 歳 出 金	小 計		122,124	
		手 数 料、修 繕 費	122,124	

(b) 1979年度歳出予算

大田職業訓練院 単位 1,000 W

項	細 項	目	金 額	備 考
総 計			463,015	
政 府 出 損 金	合 計		393,701	
	経 常 費	小 計	328,232	
		給 与	144,279	院長以下87名給与、賞与
		退 職 積 立 金	10,502	法定積立金
		手 当	51,799	特殊勤務、宿日直、時間外、役員、管理職、指導員手当
		被 服 費	1,050	職員、守衛作業衣
		旅 費	1,906	
		需 用 費	5,460	行政事務諸費
		手 数 料、修 繕 費	3,250	募集公告、諸施設修繕
		実 習 材 料 費	47,754	各工科実習材料
		交 際 費	3,840	
		公 共 料 金	29,220	電信、電話、郵便、電気、水道
		燃 料 費	8,137	ボイラー、寮炊事、暖房
		車 輛 費	1,654	燃料、修繕
		施 設 維 持 費	2,254	
		医 療 費	960	

項	細 項	目	金 額	備 考
		褒 賞 費	643	体育大会、訓練生表彰
		国 際 負 担 金	15,524	日本専門家用、人件費5名分含む(11,724)
	資本金	小 計	65,469	
		財 産 取 得 費	38,069	訓練用機材整備
		施 設 費	27,400	測定室、鍛造室、職員アパート不足充当
訓練分担金	合 計		47,482	
	経常費	小 計	47,482	
		手 当	23,400	教士実技手当
		実 習 材 料 費	17,438	各工科実習材料
		動 力 費	3,798	電気科
		運 営 費	2,846	行政事務費
地方自治体 企業体出損金	合 計		20,517	
	経常費	小 計	20,517	
		給 与	3,790	
		手 当	5,811	
		退 職 積 立 金	320	
		実 習 材 料 費	6,900	
		被 服 費	3,696	
雑 収 入	合 計		1,315	
	経常費	小 計	1,315	
		国 際 負 担 金	715	日本専門家費
		手数料、負担金	600	

## 2 日本専門家の相手方となる要因等の配置

〔協 定〕 (再掲)

付表Ⅲ 日本人専門家の相手方となる韓国人要員及びその他の職員の表

1. 訓練院院長
2. 次の各分野を担当する要員

技能工課程

溶 接

電 気

電 子

金属仕上げ

旋 盤  
技術工課程  
溶 接  
電 気  
電 子  
機 械 組 立  
機 械

3. 事務職員その他の職員（助手、運転手及びタイピストを含む）  
（実 績）

次の配置表のとおりであり、協定された以上の要因が配置された。

日本人専門家の相手方となる韓国人要員等の配置表

協定及び討議々事録に 定められた要員	実施要員	備 考
訓練院長	訓練院長 訓練部長	(2代目)
技能工課程		
溶 接	溶接工科長	(2代目)
電 気	電気工科長	(2代目)
電 子	電子工科長	(2代目)
金 属 仕 上	機械組立工科長	
旋 盤	機械工作工科長	{ (2代目)
(協定)事務職員その他の職員 (助手、運転手及びタイピストを含む)	首席補佐役 1名 専門家補佐役 1名 女子給仕 1名	{ 78. 1から 研究開発課長兼務(2代目)
(討議録) 補助行政官 1名 クラークタイピスト1名、運転手	運 転 手 2名	自動車2名を含む

(注) 技術工課程は設置されないため協定に定められた要員はない。

3 日本専門家に対する便宜供与  
〔協 定〕

3. 1及び2にいう日本人専門家並びにその家族は、大韓民国において次の待遇を与えられる。
- (a) 海外から送金される生活手当に対して又はそれに関連して課される所得税及びあらゆる種類の課徴金の免除

- (b) 大韓民国における職務につくため最初に到着した日から9ヶ月以内に海外から持ち込まれることのある身回品及び、家財（1家族につき1台の自動車を含む。）に関する輸入税、輸出税その他の関連するすべての課徴金の免除

そのような身回品及び家財（1台の自動車を含む。）の処分は、大韓民国において施行されている法令により規制される。

4. 1及び2にいう日本人専門家は、第三国の専門家に与えられるものより不利でない待遇を与えられる。

（討議々事録）

- (3) 日本人専門家及びその家族は、付表Ⅲに記された特権、免税処置及び便宜を得るものとし、この特権、免税処置及び便宜は、大韓民国で働くコロソプラン技術協力計画、第三国或は国連機関等の専門家のそれよりも劣らないものとする。

付表Ⅲ

1. 海外から送金される生活手当に対して又はそれに関連して課される所得税及びあらゆる種類の課徴金の免除
2. 海外から大韓民国に持ち込まれることのある身廻り品及び家財（1家族につき1台の自動車を含む）に関する輸入税、輸出税、その他すべての課徴金の免除

（実 績）

(1)

項 目	実 績
(a) 生活費、在住中の諸税、課徴金等	免 税
(b) 到着日から9ヶ月以内に送付される家財、生活用品に対する輸入税、輸出税 等 (1家族当自動車1台を含む)	免 税 (自家用車延 7台)
(c) 自家用自動車の燃料に対する諸税 等	還 付 (延 7台) 準外交官ナンバー付与

上記のほか、現地において交渉した事項の状況は次のとおり。

- (1) 公私用の国鉄乗車券購入がむづかしい状態となったため大田駅長と交渉し、特別の配慮をうける（79. 3以降）
- (2) 国際免許証（乗用中、有効期間1年）の期限切れに対する処置については、言語上の障害があり、特惠処置を交渉したが、困難であり、全員受験し、再交付をうけた。

(2) 日本人専門家に提供された施設等

項 目	数 量	説 明
事 務 室	2	(首席顧問室 30 m <sup>2</sup> 専門家室 60 m <sup>2</sup> 応接 5 点セット 冷暖房設備付)
事務用設備	各 6	事務机、椅子、キャビネット
乗用自動車	2	980 C.C 燃料付
作業衣	延 22	夏、冬各 1 着
住 宅	6	①借上住宅 (76.5 ~ 78.9) ②専用アパート (78.10 ~ ) 細目説明別紙
電 話	8	事務室用 2 住宅用 6 但し、住宅用は維持費専門家負担
通 信 費		公用電信、電話 (除住宅) 郵便料
その他の事務費		院規格の消耗品類

(巡回指導)

5. 住宅事情について

- (1) 専門家の住宅については、日韓協定により韓国側が提供することになっている。そのため韓国政府は本年度予算で専門家宿舍建設費を計上し、年内に建設を完了する予定であった。
- (2) しかるに昨年、韓国の首府を大田市に移すというようなことが話題として出はじめるにつれて、大田市内の住宅の建設が急速に進みはじめ、土地の買占めもあって地価は急騰し、予算の範囲内ではとうてい適地に宿舍を建設することは困難になっている。
- (3) 住宅については、専門家たちも約束が違ふと不満は大きく、隈河首席も再三にわたり労働庁とかけ合っているが、建設を急がせると交通不便、電気、水道等の利便の悪い所へ建設されかねないと板ばさみの状態である。
- (4) したがって、首席としては、年度内 (12 月末) に建設を完了するよう労働庁へ強く働きかけつつも、未だ建設予定地の見当もついていない状況から、来年 1 月以降の住宅手当をどのようにしてカバーしてもらえるかという点に重点を置いて韓国側と折衝したいとのことであった。
- (5) 専門家及びその家族から巡回指導チームに対し、JICA 及び労働省は韓国側が協定を遵守するよう政府間の問題として解決してほしいという切実な要望がなされたので、帰国後その要望は現地の実情とともに担当に伝えることを約束した。
- (6) 各専門家は、現在それぞれ家主と契約して借家住いをしている。どの家も外見は大邸宅風の立派な住宅であったが、内部造作、生活慣習、治安上等の問題から、さまざまな不満が聞かれた。
- (7) 住宅の問題点を例示すれば、次のとおりである。

ア. 借家が売りに出ており、買手がつけば即刻出ていかねばならないので、常に不安の

態にある例。

- イ. 風呂が使えなく行水ですませなくてはならない例。
  - ウ. 悪臭公害がひどい例。
  - エ. 泥棒に侵入され、毎日不安の状態にある例。
  - オ. 下水道の廃水管が完備せずタレ流しになっている例。
  - カ. オンドル用煉炭。
  - キ. 上記の問題で、家主と常にトラブルをひきおこしている例。 など。
- (8) 食生活、市場の買物等についても、主婦からいろいろ不満が聞かれたが、日本とそれほど大きな違いもなく、物価もますますで、調味料等の味をがまんすれば、それほど不自由はないと思われた。
- (9) 子供の教育については、どの家にも学校へ通学する子供がいないため、問題はないようであった。

### (3) 住宅について

協定及び討議々事録で合意された日本専門家の住宅は、韓国側で提供することとされている。

協力事業が開始された76年頃の大田市内には日本人に適したアパートもなく、又、韓独釜山訓練院におけるドイツ専門家が訓練院で建設されたアパートに入居を好まなかった例もあり、日本専門家の思惑、地価高騰等がからみ専用アパート建設が遅れ、78年9月末専用アパートが完工する間の2年半は市内民有住宅の借上げが行われた。

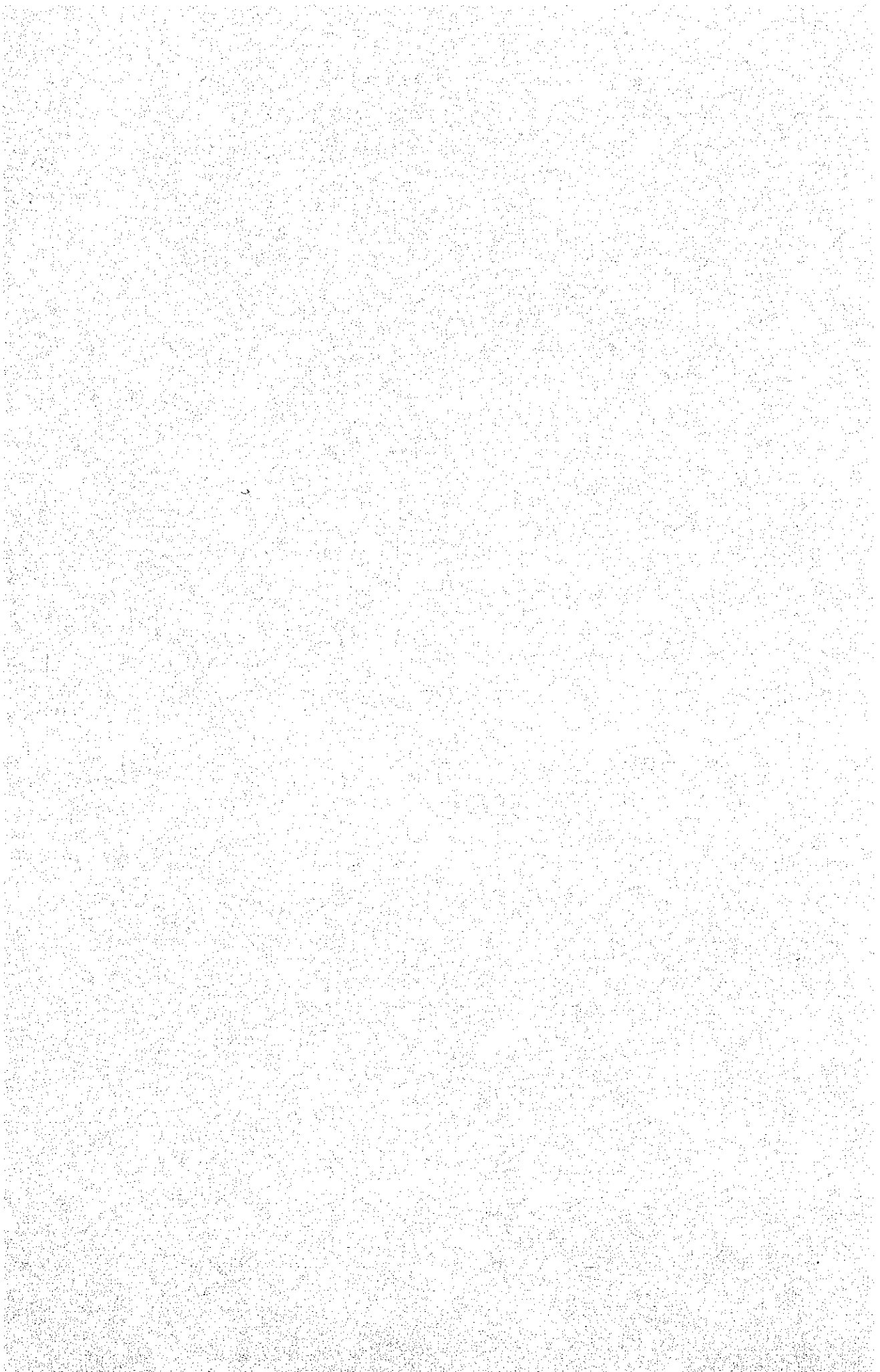
この間における住宅をとりまく諸情勢の変化、住宅に関する不満等については巡回指導チームの報告で詳報されたとおりである。

動乱で荒廃した地方都市における住宅事情は、ソウル、釜山といった大都市のようではないことについての事前調査にも問題をしとしないが、遅ればせ乍ら建設されたアパートも「基本設備付住宅」とは程遠いもので、少くとも専門家が職務に専念する意欲を減退させられたことは否めない。

因みに、同時に建設された院長公舎は1戸建平家建坪40坪、教士アパートは5階建1戸専有面積17坪、40戸分、日本専門家アパートは2階建1戸専有面積20坪6戸分である。(首席顧問に対する配慮はなく同一扱い)



## D 総括と意見



## D 総括と意見

### 1 訓練について

- (1) 協定された技術工課程（定員180人）は、韓国側の事情により当初から行われなかった。
- (2) 技術工課程の定員を全て技能工課程（定員300人）に振りむけたために、技能工課程は当初の予定より大巾に上廻った。（480人）
- (3) 協定上は明交されていない勤労者成人訓練（特別課程とし定員360人）が、韓国側の方針により開院3年目から行われている。

この訓練は、夜間訓練であること。予算措置はあるが教士のはりつけはないこと。日本の供与機材が使用されるため耐用度にも影響があること等の問題点をしとしないが、実施調査段階では成人訓練についてふれられている。（但し、夜間訓練についてはふれてない）ことでもあり、現体制下では を得ないものと思われる。

- (4) 技能工課程は、協定どおり開院2年目からはじめられ、現在第3期訓練が行われている。修了率は第1期90.6%、第2期94.6%であった。
- (5) 年間訓練時間はおおむね2,000時間を確保し、学科と実技比も適当である。（政府の指導に従っている）
- (6) 韓国全訓練院とも、修了検定は、2級技能士国家検定を義務づけられ、訓練は当然のことながら技能検定に指向し、日本式多能工養成とは趣を異にしている。  
検定合格状況は第1期83.3%、第2期97.4%であった。

### 2 専門家派遣と職務について

- (1) 協定に基づき日本側から派遣される専門家は、合意されたとおりに派遣され、前期、後期に分けられて夫々の所定の職務に就いた。
- (2) 専門家の職務とされる技術移転は、日本専門家が予期した成果を上げるには困難な情勢下であった。すなわち、韓国訓練の修了は前述2級技能士検定を目標とされていること、韓国職業訓練は10年計画の下に始動し固有の訓練技法を備えている等の情勢であり、技術移転は韓国側ニーズの範囲内で行わざるを得ない状況であった。
- (3) 前述の情勢下とはいえ、訓練を担当する教士の年齢、経歴はともに低く、定まった訓練指導書も制定されておらず、教材も粗悪で且つ潤沢ではなく、労働安全に対する知識も乏しい等、幾多の整備あるいは改善を要する事項が認められるが、体制下の国情で一気にこれらの点を指導することは難しいことである。

### 3 訓練用機材の供与について

- (1) 日本側の供与機材は、協定に基づき購送されたが、一部両国間に見解の相違があったとはい

え、4億円以上に上るものが供与され完結している。

- (2) 供与機材は、日本の訓練基準で選定されているが、現実の訓練に供される段階で、使用頻度に偏差があり、あるいは不足するものもあった。その原因は、協定された技術工課程の未実施技能工課程定員の大幅増等韓国側の都合によるものであり、訓練方式も2級技能士検定指向型という日本式訓練とは異なるためであった。

なお、不足機材については、韓国側の責任で措置されている。

- (3) 供与機材の性能は、韓国産に比し優れていることは、云うまでもないが、機材の保守、管理上必要とする部品等が、入手困難又は質が粗悪のものがあり、協定終了後の日本側の対応に期待する考えを、訓練院スタッフはもっているようである。(西独協力訓練院は何らかの便宜供与をうけているといている。)
- (4) 視聴覚用スライド、映写フィルム、専門家携行図書、日本教科書等は労働庁当局をはじめ他訓練院関係者が活用について注目しているようである。(フィルムの一部は韓国語にふきかえているが、今後ふきかえをしなければ十分な活用ができない。)

#### 4 カウンターパートの派日研修について

- (1) 実施調査の合意に基づいて、協定初年度(訓練開始前)から教士の派日研修が行われる予定が、建設段階の諸般の事情で見送られて、第1次派遣は2年目からとなった。初年度未実施分について韓国側は権利放棄ではなく繰越しと解している。
- (2) 韓国版合意録では、年次別、課程別人員の派遣計画を表示しており、技能工課程教士20名のわくは、協定期間中日本側が実施すべき責務と解しているようである。
- (3) 韓国科学技術庁は、海外派遣研修者の条件として語学適性検査合格と定めているが、若い教士にはかなりの負担のようであり、この事業がスムーズに運ばない原因にもなっている。
- (4) 研修々了者は、帰任後訓練院運営のため効果的に活動するための措置が、韓国側でとられることを協定されているが、第1次派遣者中1年足らずで2名が退職している。当国現行規定は海外研修期間6ヶ月以上の場合規制することになっており、本協定による3ヶ月研修は規制できない。更に本事業のために規定を改正する措置もとられていない。(院内規を定めたが拘束力があるか疑問である)
- (5) 本協定の派日研修は、教士間では極めて関心が高いものであり帰国した研修々了者の日本に対する理解はその態度で明白であるが、派遣期間がより永ければ、技術的知識の付与には一層効果があったと思われる。

#### 5 韓国側の責務について

- (1) 施設、設備、予算措置、組織、人員の配置等はおおむね措置され、運営されている。

協定された施設のうち、緊要度が高いものから、優先しているため、鍛造室は来年度に計画

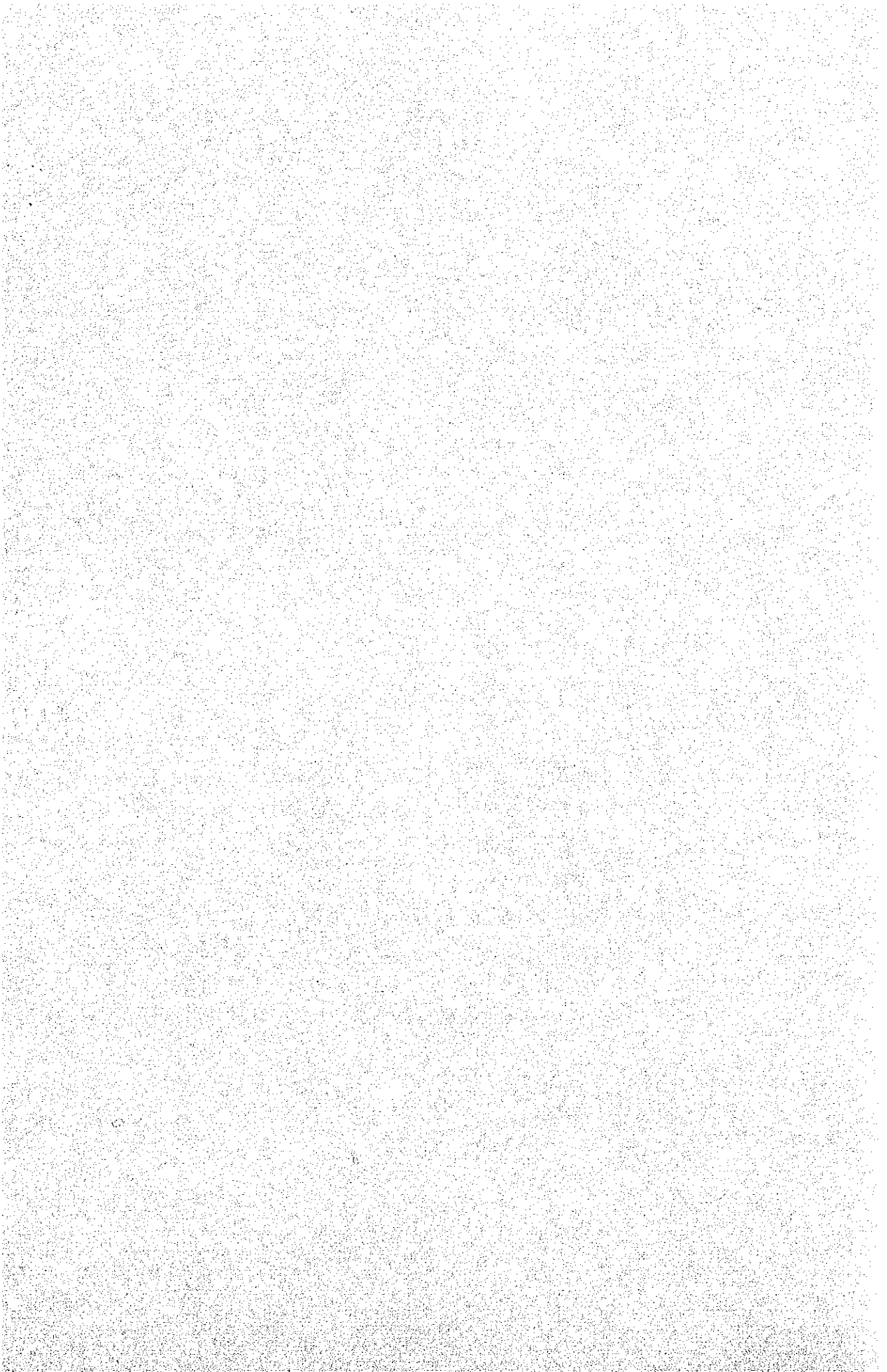
するといっており、追加供与したエアー、ハンマーはなお設備されていない。

協定事項ではないが、当院にはバレーコート1面があるのみでグラウンドはなく、院長以下スタッフの悩みである。

- (2) 日本専門家に対する便宜供与は、おゝむね協定通り実施されたが、住宅の提供については、地方都市ということもあり、適当な住宅は少く、且つ不動産投機の対象となり居住権をおびやかされ、新に建設されたアパートは設備等粗悪で、専門家の職務専念意欲を減退させられた。
- (3) 訓練院運営に必要な人員の配置は行われたが、韓国では新しい分野の施設ということでもあり、開院後日が浅いため寄合世帯ということもあるが、職員の組織人としての自覚に欠ける面が多いと感じられる。政府当局をはじめ関係機関は、計画的な研修制度を確立し、職員訓練を行って業務の能率化を図るべきであろう。



資 料





## 資 料

### 韓国職業訓練院の概況

韓国の職業訓練院が法令に基づいて組織的に運営されるようになったのは、1970年代に入ってからである。高度成長を旨とし不足する技術、技能者を早急に養成するため、1980年次に全国25院を設置する計画である。

年次別設立状況は、下記のとおりであり、これまでに修了生を出しているのは18院である。

年 次	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	計
設 立 数	1	—	3	—	2	2	6	4	4	3	25

訓練期間は71年次設立の韓独釜山訓練院の2年を除き、全て1年である。訓練修了時の修了検定は、2級技能士国家検定に100%合格することを至上命令とされている。技能士養成課程を行い、技術工課程を行っているところはない。

訓練院の地域的配置状況は別表のとおりであって、1道（特別市）当2院を原則としているが背後環境によって3～4院としている。

訓練職種は、溶接、機械、電気を基幹として、他に2～3職種を組合わせているが、近年の産業界のニーズにより新たな訓練職種を検討されているといわれる。

訓練生定員は400名前後であり全寮制をとっている。

訓練用機材は外国協力院（日本、西独、ベルギー）以外は入札制で整備しているが、全国的に30%余が日本のメーカー品であるといわれている。

韓独釜山、大田、正修（ソウル）の3院の院長以外の院長は退役軍人将官級であり、労働行政職業訓練の未経験者である。

道・特別市別	設置数	院 名 ・ 備 考
ソウル特別市	1	正修
釜山 "	2	韓独釜山、釜山
江原道	2	春川、原州
京畿 "	2	仁川、城南
忠清北 "	1	清州
忠清南 "	2	大田、洪城
慶尙北 "	4	大邱、亀尾、蔚山、金泉
慶尙南 "	3	昌原、晋州、浦項
全羅北 "	2	全州、裡里
全羅南 "	3	順天、木浦、光州
済州 "	0	
計	22	未定3（1980年分）

訓練教士養成機関として中央職業訓練院がある。ソウル郊外富川市に1967年設立、日本の職業訓練大学校に相当するが、高卒2年課程で短大クラスである。創立後10年余であり、韓国訓練教士の大部分が卒業生で占められており、教士の経験も浅い者が多いわけである。4年制課程への改革が検討されているという。

以上、韓国訓練院のあらましであるが、歴史的にも日が浅く、行政的にも遅れている感じがし組織的な運営、指導体制も揺らぎ期というべきであり教士の質の向上、訓練指導書の制定、産業界の変せんに対応する訓練体系の研究等今後に残された課題は多い。

全国訓練院一覧は別添のとおり。

資 料 1

韓国訓練院一覧(1979年)

No	訓練院名	所在地	設立年次	訓練種目	備考
1	国立中央	ソウル特別市	67	溶接、機工、機組、電気、電子、配管、 鋳造、木型、金型	高卒2年課程 教士養成
2	韓独釜山	釜山特別市	71	溶接、機工、機組、電気、金型	西独国協力
3	正修	ソウル特別市	73	溶接、機工、電子、旋盤、ミーリング 配管、重機整備、木工、刺しゅう	
4	春川	江原道春川市	73	溶接、機工、機組、電気、電子、鋳造、 木型、板金、鍍金、	
5	大邱	慶尙北道大邱市	73	溶接、機工、機組、電気、電子、鋳造、 木型、板金、紡績、	
6	仁川	京畿道仁川市	75	溶接、機工、機組、電気、電子、鋳造、 木型、印刷	
7	光州	全羅南道光州市	75	溶接、機工、機組、電気、電子、鋳造、	
8	韓日大田	忠清南道大田市	76	溶接、機工、機組、電気、電子	日本国協力
9	城南	京畿道城南市	76	機工、機組、特殊機工	
10	順天	全羅南道順天市	77	溶接、機工、機組、配管	
11	亀尾	慶尙北道亀尾市	77	機工、機組、電気	
12	韓日昌原	慶尙南道昌原	77	溶接、機組、旋盤、ミーリング、 板金、研削、金型、製図	ベルギー国協力
13	全州	全羅北道全州市	77	溶接、機工、機組、電気	
14	晋州	慶尙南道晋州市	77	溶接、機組、電気、旋盤、ミーリング	
15	清州	忠清北道清州市	77	溶接、機工、機組、電気	
16	釜山	釜山特別市	78	溶接、機組、旋盤、ミーリング、電気	
17	蔚山	慶尙北道蔚山市	78	溶接、機工、機組、ミーリング	
18	原州	江原道原州市	78	溶接、機工、機組、電気、配管	
19	浦項	慶尙南道浦項市	78	溶接、機組、電子、配管	

No	訓練院名	所在地	設立年次	訓練種目	備考
20	木浦	全羅南道木浦市	79	機組、電気、旋盤、配管、研削、 建築木工	
21	洪城	忠清南道洪城町	79	溶接、機組、電気、旋盤、建築木工	
22	金泉	慶尙北道金泉市	79	溶接、機組、電気、旋盤、建築木工	
23	裡里	全羅北道裡里市	79	溶接、機組、旋盤、建築木工	

別添(1) 協 定

AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN  
AND THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF  
KOREA CONCERNING TECHNICAL COOPERATION  
FOR DAEJEON VOCATIONAL TRAINING INSTITUTE

The Government of Japan and the Government of the Republic of Korea, desiring to advance the economic and technical cooperation between the two countries and to strengthen further the friendly relations existing between the two countries, have agreed as follows:

Article I

The two Governments will cooperate with each other in establishing and operating a vocational training institute at Daejeon, Chungcheong Nam-Do, the Republic of Korea, which will be called Daejeon Vocational Training Institute (hereinafter referred to as "the Institute") for the purpose of providing practical and theoretical training for skilled workers and technicians.

Article II

1. The courses and their respective fields of the training at the Institute for which the Government of Japan will cooperate in accordance with the provisions of Article I will be as follows:

(a) the courses of one year duration for skilled workers:

welding;  
electricity;  
electronics;  
metal finishing;  
lathe-working;

(b) the courses of one year duration for technicians:

welding;  
electricity;  
electronics;  
fitting;  
machining.

2. The persons qualified for the admission to the courses mentioned above will be as follows:

- (a) as for the courses for skilled workers, those who have completed middle school education or those who are recognized to be at least equivalent to them in their knowledge;
- (b) as for the courses for technicians, those who have completed technical high school education and those who have the second grade trade skill certificate or those who are recognized to be at least equivalent to those mentioned above in their knowledge.

3. The number of trainees will not exceed 300 for the courses for skilled workers, and 180 for the courses for technicians.

#### Article III

1. The Government of Japan will, in accordance with the laws and regulations in force in Japan, take necessary measures to provide at its own expense the services of Japanese experts as listed in Annex I.

2. Some additional experts may also be sent to the Institute, as necessity arises, through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.

3. The Japanese experts referred to in paragraphs 1 and 2 above and their families will be granted the following treatment in the Republic of Korea:

- (a) exemption from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad;
- (b) exemption from import and export duties and any other related charges in respect of personal and household effects, including one motor vehicle per family, which may be brought into the Republic of Korea from abroad within nine months from the date of their first arrival to assume their tasks in the Republic of Korea. The disposal of such personal and household effects (including one motor vehicle) will be regulated by the laws and regulations in force in the Republic of Korea.

4. The Japanese experts referred to in paragraphs 1 and 2 above will be granted treatment no less favorable than that accorded to experts of a third country.

#### Article IV

1. The Government of Japan will, in accordance with the laws and regulations in force in Japan, take necessary measures to provide at its own expense such articles required for the operation of the Institute as listed in Annex II.
2. The articles referred to in paragraph 1 above will become the property of the Government of the Republic of Korea upon being delivered c.i.f. to the authorities concerned of the Government of the Republic of Korea at any port or airport in the Republic of Korea.
3. These articles will be utilized exclusively for the purpose of operating the Institute in close consultation with the Japanese chief advisor.

#### Article V

1. The Government of Japan will, in accordance with the laws and regulations in force in Japan, take necessary measures to receive Korean personnel engaged in the operation of the Institute for training or study tour in Japan through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.
2. The Government of the Republic of Korea will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Korean personnel referred to in paragraph 1 above through technical training in Japan will be utilized effectively for the operation of the Institute.

#### Article VI

The Government of the Republic of Korea will, in accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Korea, take necessary measures to provide at its own expense:

- (a) the services of the Korean counterparts to the Japanese experts and other personnel as listed in Annex III;
- (b) land, buildings and other facilities as listed in Annex IV;

- (c) supply or replacement of articles necessary for the operation of the Institute other than those provided by the Government of Japan under Article IV;
- (d) adequate housing accommodation for the Japanese experts and their families.

#### Article VII

The Government of the Republic of Korea will, in accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Korea, take necessary measures:

- (a) to meet expenses necessary for the construction of the Institute;
- (b) to meet expenses necessary for the transportation within the Republic of Korea of the articles referred to in Article IV, paragraph 1 above as well as for the installation, operation and maintenance of such articles;
- (c) to secure that the articles referred to in Article IV, paragraph 1 above are exempt from customs duties, internal taxes and other charges, if any, imposed in the Republic of Korea;
- (d) to meet running expenses necessary for the operation of the Institute, including expenses of travel in the Republic of Korea of the Japanese experts for official purposes.

#### Article VIII

1. The Government of the Republic of Korea undertakes to bear claims against the Japanese experts occurring in the course of the execution of their official functions in the Republic of Korea covered by this Agreement.

2. A claim for reimbursement, notwithstanding paragraph 1 above, may be raised against the Japanese experts in case of wilful misconduct or gross negligence.

#### Article IX

1. Director-General of the Office of Labour Affairs, the Government of the Republic of Korea, will be responsible for the supervision of the Institute.

2. The Director of the Institute referred to in Annex III will be responsible for the operation of the Institute, to which the Japanese experts will provide necessary technical advice.

3. The Director of the Institute and the Japanese chief advisor will cooperate with each other in the operation of the Institute.

#### Article X

The two Governments will consult each other in respect of any matter that may arise from or in connection with this Agreement.

#### Article XI

This Agreement will come into force on the date of signature and remain in force for a period of four years, and may be extended for a further specified period by mutual agreement between the two Governments.

Done in duplicate in English at Seoul on this day of March 6, 1976.

For the Government of  
Japan:

For the Government of  
the Republic of Korea:

#### Annex I

##### List of Japanese experts

1. Chief advisor
2. Welding experts
3. Electricity experts
4. Electronics experts
5. Metal finishing and fitting experts
6. Machining experts



Annex II

List of articles to be provided  
by the Government of Japan

1. Articles for
  - (a) Welding
  - (b) Electricity
  - (c) Electronics
  - (d) Fitting
  - (e) Machining
2. Audio-visual aids
3. Other necessary articles to be agreed upon between the authorities concerned of the two Governments

Annex III

List of Korean counterparts to  
the Japanese experts and  
other personnel

1. Director of the Institute
2. Counterparts to the Japanese experts covering each of the following fields:
  - The courses for skilled workers
    - Welding
    - Electricity
    - Electronics
    - Metal finishing
    - Lathe-working
  - The courses for technicians
    - Welding
    - Electricity
    - Electronics
    - Fitting
    - Machining
3. Clerical and other personnel including assistants, drivers and typists

Annex IV

List of land and buildings to be  
provided by the Government of  
the Republic of Korea

1. Land  
50,325 square meters
2. Main buildings
  - (a) Director's room
  - (b) Chief advisor's room
  - (c) Japanese experts' and Korean counterparts' rooms
  - (d) Classrooms
  - (e) Audio-visual room
  - (f) Boiler and electricity room
  - (g) Other necessary rooms
3. Workshops for
  - (a) Welding
  - (b) Electricity
  - (c) Electronics
  - (d) Metal finishing and fitting
  - (e) Machining
4. Houses for Japanese experts
5. Forging room
6. Other necessary facilities

## 別添 協 定（訳文）

（訳文）

大田職業訓練院のための技術協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定

日本国政府及び大韓民国政府は、両国間の経済及び技術協力を推進し、両国間に存在する友好関係を一層強化することを希望して、次のとおり協定した。

第1条 両政府は、技能工及び技術工に実地及び理論的訓練を施すことを目的として、大田職業訓練院（以下「訓練院」という。）と呼ばれる職業訓練院を大韓民国忠清南道大田市に相互に協力して設置し、運営する。

第2条 第1条の規定に従って日本国政府が協力する訓練院における訓練課程及び訓練分野は、次のとおりである。

(a) 1年間の技能工課程

溶 接  
電 気  
電 子  
金属仕上げ  
旋 盤

(b) 1年間の技術工課程

溶 接  
電 気  
電 子  
機 械 組 立  
機 械

2. 前記の両課程への参加資格を有する者は、次のとおりである。

(a) 技能工課程については、中学校教育を修了した者又は少なくともそれと同等の知識を有すると認められる者

(b) 技能工課程については、工業高等学校教育を修了した者及び二級技能検定合格者又は少なくともそれらと同等の知識を有すると認められる者

3. 訓練生の数は、技能工課程については300人、技術工課程については、180人を超えないものとする。

第3条 1. 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、付表Iに掲げる日本人専門家の役務を自己の負担において供与するため必要な措置をとる。

2. コロンボ計画技術協力計画に基づく通常の手続によって、専門家を必要に応じて訓練院に対して更に追加派遣することができる。

3. 1及び2にいう日本人専門家並びにその家族は、大韓民国において次の待遇を与えられる。

(a) 海外から送金される生活手当に対して又はそれに関連して課される所得税及びあらゆる種類の課徴金の免除

(b) 大韓民国における職務につくため最初に到着した日から九箇月以内に海外から持ち込まれることのある身回品及び、家財（1家族につき1台の自動車を含む。）に関する輸入税、輸出税その他の関連するすべての課徴金の免除

そのような身回品及び家財（1台の自動車を含む。）の処分は、大韓民国において施行されている法令により規制される。

4. 1及び2にいう日本人専門家は、第三国の専門家に与えられるものより不利でない待遇を与えられる。

第4条 1. 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、付表Ⅱに掲げる訓練院の運営に必要な物品を自己の負担において供与するため必要な措置をとる。

2. 1にいう物品は、大韓民国の港又は空港において、c.i.f建てで大韓民国政府の関係当局に引き渡された時に、大韓民国政府の財産となる。

3. これらの物品は、日本人首席顧問との緊密な協議の上専ら訓練院の運営のため使用される。

第5条 1. 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、訓練院の運営に携わる韓国人職員をコロソボ計画技術協力計画に基づく通常の手続によって日本国における訓練又は研修旅行のために受け入れるため必要な措置をとる。

2. 大韓民国政府は、1にいう韓国人職員が日本国における技術訓練により得た知識及び経験が、訓練院の運営のために効果的に利用されることを確保するため必要な措置をとる。

第6条 1. 大韓民国政府は、大韓民国において施行されている法令に従い、自己の負担において次のものを提供するため必要な措置をとる。

(a) 日本人専門家の相手方となる韓国人要員及びその他の職員で付表Ⅲに掲げるものの役務

(b) 付表Ⅳに掲げる土地、建物その他の施設

(c) 訓練院の運営のために必要な物品又は補充品（第4条に基づき日本国政府によって供与されるものを除く。）

(d) 日本人専門家及びその家族のための適当な住居

第7条 大韓民国政府は、大韓民国において施行されている法令に従い、次のために必要な措置をとる。

(a) 訓練院の建設のために必要な経費を負担すること。

(b) 第4条1にいう物品の大韓国内における輸送並びにこれら物品の

据付け、操作及び維持に必要な経費を負担すること。

(c) 第4条1にいう物品について大韓民国において課せられることがある関税、内国税及びその他の課徴金が免除されることを確保すること。

(d) 訓練院の運営に必要な経費（日本人専門家の大韓民国国内における公用の旅行の費用を含む。）を負担すること。

第8条 1. 大韓民国政府は、日本人専門家のこの協定に基づく大韓民国における公務の遂行中に生じた日本人専門家に対する請求に関して責任を負うことを約束する。

2. 1の規定にかかわらず、故意又は重大な過失の場合には日本人専門家に対し弁済の請求を行うことができる。

第9条 1. 大韓民国政府労働庁庁長は、訓練院の監督について責任を負う。

2. 付表Ⅰにいう訓練院院長は、訓練院の運営について責任を負い、日本人専門家は、訓練院の運営について必要な技術上の助言を与える。

3. 訓練院院長と日本人首席顧問は、訓練院の運営について相互に協力する。

第10条 両政府は、この協定から又はそれに関連して生ずることがあるいかなる事項についても、相互に協議する。

第11条 この協定は、署名の日に効力を生じ、4年の期間効力を有するものとし、両政府間の相互の合意により更に一定の期間延長することができる。

1976年3月6日にソウルで英語により本書2通を作成した。

日本国政府のために

大韓民国政府のために

付表Ⅰ 日本人専門家の表

1. 首席顧問
2. 溶接専門家
3. 電気専門家
4. 電子専門家
5. 金属仕上げ及び機械組立専門家
6. 機械専門家

付表Ⅱ 日本国政府が供与する物品の表

1. 次の分野に必要な物品
  - (a) 溶接
  - (b) 電気

- (c) 電 子
- (d) 機械組立
- (e) 機 械
- 2. 視聴覚教材
- 3. 両政府の関係当局間で合意するその他の必要な物品

付表Ⅲ 日本人専門家の相手方になる韓国人要員及びその他の職員の表

- 1. 訓練院院長
- 2. 次の各分野を担当する要員
  - 技能工課程
    - 溶 接
    - 電 気
    - 電 子
    - 金属仕上げ
    - 旋 盤
  - 技術工課程
    - 溶 接
    - 電 気
    - 電 子
    - 機械組立
    - 機 械
- 3. 事務職員その他職員（助手、運転手及びタイピストを含む。）

付表Ⅳ 大韓民国政府が提供する土地及び建物の表

- 1. 土 地      5 0.3 2 5 m<sup>2</sup>
- 2. 本 館
  - (a) 院長室
  - (b) 首席顧問室
  - (c) 日本人専門家及び韓国人要員室
  - (d) 教 室
  - (e) 視聴覚教室
  - (f) ボイラー及び電気室
  - (g) その他の必要な部屋
- 3. 次の分野の実習場
  - (a) 溶 接
  - (b) 電 気
  - (c) 電 子

(d) 金属仕上げ及び機械組立

(e) 機 械

4. 日本人専門家用住宅

5. 鍛造室

6. その他の必要な施設







JICA